

各 位

会 社 名 ロート製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉野 俊昭
 (コード番号 4527 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 経営企画本部長 斉藤 雅也
 (TEL. 06-6758-1211)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 459 条第 1 項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、下記のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、事業活動から得られる成果を株主の皆様へ安定的かつ継続的に還元することを重要課題と考えており、業績に応じた配当を行うことを基本方針としてまいりました。また、内部留保金については、環境変化に的確に対応するための製品開発・製造設備等に有効投資していく方針であります。

当社の平成 25 年 3 月期については、1 株当たり 17 円の年間配当金を実施し 9 期連続の増配を達成いたしました。また、平成 26 年 3 月期についても、1 株当たり 18 円の年間配当金を予定しており、今後も継続的に株主の皆様への利益還元を図る所存であります。

このような状況の下、平成 25 年 7 月下旬頃、当社の第 3 位株主である有限会社山田興産（本日現在の保有株式数（以下「保有株式数」といいます。）4,074,000 株、発行済株式総数 117,929,250 株に対する割合（以下「保有割合」といいます。）3.45%（小数点以下第三位を四捨五入。保有割合を含む割合の計算において、以下同じとします。）。以下「山田興産」といいます。）より、その保有する株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、山田興産は、当社代表取締役会長である山田邦雄が取締役を務めており、かつ山田邦雄及びその近親者が議決権の 100%を保有しております。

これを受け、当社は、平成 25 年 8 月上旬頃から、当該株式が市場で売却された場合における当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案して、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

さらに、平成 25 年 8 月下旬頃、当社の第 5 位株主である山昌興産株式会社（保有株式数 3,508,000 株、保有割合 2.97%。以下「山昌興産」といいます。）より、その保有する株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けるとともに、株式会社アステルコーポレーション（保有株式数 850,600 株、保有割合 0.72%。以下「アステルコーポレーション」といいます。）及び有限会社クアトロ興産（保有株式数 468,000 株、保有割合 0.40%。以下「クアトロ興産」といいます。）より、その保有する株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました（以下、山田興産、山昌興産、アステルコーポレーション及びクアトロ興産を総称して「売却意向株主」といいます。）。なお、山昌興産は、当社取締役である山田安廣が代表取締役を務めており、かつ山田安廣の近親者が議決権の 100%を保有しており、また、アステルコーポレーション及びクアトロ興産は、山田邦雄の近親者がそれぞれ議決権の 100%を保有しております。

売却意向株主の意向を踏まえさらに検討した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながるかと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、

当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成25年8月9日に提出した第78期第1四半期報告書に記載された平成25年6月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約208億円であり、本公開買付けの買付資金を充当した後も当社の手元流動性は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場されていることから、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず、当社株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、本日開催の当社取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、4,601,000株（発行済株式総数に対する割合3.90%）を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを、決議いたしました。

なお、当社は、売却意向株主より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、合計4,218,600株（山田興産：保有株式数4,074,000株のうち2,000,000株（発行済株式総数に対する割合1.70%）、山昌興産：保有株式数3,508,000株のうち900,000株（発行済株式総数に対する割合0.76%）、アステルコーポレーション：850,600株（発行済株式総数に対する割合0.72%）及びクアトロ興産：468,000株（発行済株式総数に対する割合0.40%）、発行済株式総数に対する割合の合計3.58%）を、本公開買付けに対して応募する旨、また、山田興産及び山昌興産からは、本公開買付けに対して応募しない当社株式については、今後も継続的に保有する旨の回答を得ております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定であります。

なお、当社代表取締役会長である山田邦雄は、山田興産の取締役兼株主であり、当社取締役である山田安廣は、山昌興産の代表取締役の地位にあるため、本公開買付けに関する利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社との事前の協議及び交渉には当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成25年9月12日開示）

（1）決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	4,601,000 株	5,797,260,000 円

（注1）発行済株式数の総数 117,929,250 株

（注2）発行済株式総数に対する割合 3.90%

（注3）取得する期間 平成25年9月13日から平成25年11月29日まで

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

（1）日程等

① 取 締 役 会 決 議	平成25年9月12日（木曜日）
② 公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成25年9月13日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス

	(http://info.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）
④ 買付け等の期間	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）から 平成 25 年 10 月 15 日（火曜日）まで（20 営業日）

（２）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1,260 円

（３）買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、本公開買付価格の基準の明確性及び客観性等を重視し、当社株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの実施を決議した当社取締役会の開催日である平成 25 年 9 月 12 日の前営業日（同年 9 月 11 日）の当社株式の終値 1,403 円、同年 9 月 11 日までの過去 1 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 1,399 円（小数点以下を四捨五入）、及び同年 9 月 11 日までの過去 3 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 1,402 円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。なお、当社株式は、東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）に重複上場しておりましたが、東京証券取引所と大阪証券取引所が、平成 25 年 7 月 16 日付で、東京証券取引所に現物市場を統合したため、当社株式の終値は、平成 25 年 7 月 12 日までは、優先市場であった大阪証券取引所市場第一部における終値、平成 25 年 7 月 16 日以降は、東京証券取引所市場第一部における終値を使用しております（当社株式の終値の単純平均値の計算において、以下同じとします。）。

一方で、当社株式を保有し続ける株主の皆様への利益にも配慮し、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、当社株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格により本公開買付けを実施することといたしました。なお、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの他社事例を参考とすることといたしました。

当社は、平成 25 年 8 月下旬頃に、当社株式の市場価格を基礎として 10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について売却意向株主に打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。

これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて協議及び検討した結果、本日開催の当社取締役会において、本公開買付価格は、平成 25 年 9 月 11 日までの過去 3 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 1,402 円（小数点以下を四捨五入）に対して 10%のディスカウント率を適用した 1,260 円（10 円未満を四捨五入）とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 1,260 円は、本公開買付けの実施を決議した平成 25 年 9 月 12 日の前営業日（同年 9 月 11 日）の当社株式の終値 1,403 円から 10.19%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 9 月 11 日までの過去 1 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 1,399 円（小数点以下を四捨五入）から 9.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 9 月 11 日までの過去 3 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 1,402 円（小数点以下を四捨五入）から 10.13%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。

②算定の経緯

当社は、事業活動から得られる成果を株主の皆様へ安定的かつ継続的に還元することを重要課題と考えており、業績に応じた配当を行うことを基本方針としてまいりました。

当社の平成 25 年 3 月期については、1 株当たり 17 円の年間配当金を実施し 9 期連続の増配を達成いたしました。また、平成 26 年 3 月期についても、1 株当たり 18 円の年間配当金を予定しており、今後も継続的に株主の皆様への利益還元を図る所存であります。

このような状況の下、平成 25 年 7 月下旬頃、山田興産（保有割合 3.45%）より、その保有する株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、平成 25 年 8 月上旬頃から、当該株式が市場で売却された場合における当社株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案して、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

さらに、平成 25 年 8 月下旬頃、山昌興産（保有割合 2.97%）より、その保有する株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けるとともに、アステルコーポレーション（保有割合 0.72%）及びクアトロ興産（保有割合 0.40%）より、その保有する株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

売却意向株主の意向を踏まえさらに検討した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながるかと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、当社株式は、東京証券取引所に上場されていることから、本公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず、当社株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、平成 25 年 8 月下旬頃に、当社株式の市場価格を基礎として 10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について売却意向株主に打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。

これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて協議及び検討した結果、本日開催の当社取締役会において、本公開買付け価格は、平成 25 年 9 月 11 日までの過去 3 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 1,402 円（小数点以下を四捨五入）に対して 10%のディスカウント率を適用した 1,260 円（10 円未満を四捨五入）とすることを決定いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,600,000 株	一株	4,600,000 株

（注 1） 応募株券等の総数が買付予定数（4,600,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（4,600,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

5,838,000,000 円

（注） 買付代金（5,796,000,000 円）、買付手数料、及びその他本公開買付けに関する公告及び公開買付け説明書その他の必要書類の印刷費用等の諸費用についての見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成25年11月7日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

① 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いはおおむね次のとおりです。

（イ）応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10.147%（所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。）。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

（ロ）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

② 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成25年10月15日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成25年11月6日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内

から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、売却意向株主より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、合計4,218,600株（山田興産：保有株式数4,074,000株のうち2,000,000株（発行済株式総数に対する割合1.70%）、山昌興産：保有株式数3,508,000株のうち900,000株（発行済株式総数に対する割合0.76%）、アステルコーポレーション：850,600株（発行済株式総数に対する割合0.72%）及びクアトロ興産：468,000株（発行済株式総数に対する割合0.40%）、発行済株式総数に対する割合の合計3.58%）を、本公開買付けに対して応募する旨、また、山田興産及び山昌興産からは、本公開買付けに対して応募しない当社株式については、今後も継続的に保有する旨の回答を得ております。

（ご参考）平成25年9月12日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	117,595,579株
自己株式数	333,671株

以 上